

鳥取県告示第 55 号

建築基準法（昭和25年法律第201号）第42条第 1 項第 5 号に規定する道路の位置を平成19年 1 月23日付けで次のとおり指定したので、建築基準法施行規則（昭和25年建設省令第40号）第10条の規定により告示する。

その関係図面は、鳥取県中部総合事務所生活環境局建築住宅課において縦覧に供する。

平成 19 年 1 月 23 日

鳥取県中部総合事務所長 山 本 光 範

申請者の主たる事務所の所在地、名称及び 代表者の氏名	道路の位置の指定場所	道路の幅員及び延長
東伯郡北栄町由良宿551- 1 有限会社吉村地所 代表取締役 吉村武司	東伯郡北栄町由良宿755- 3	幅員 5メートル 延長 34.52メートル